

【保証委託契約内容事前説明書】及び【個人情報の取扱いに関する条項】の同意書

お申込者様ご確認欄

代理店No.	代理店名	御担当者様
取販店 175830	(株)クラシ	

※太枠部分は代理店様ご記入欄

利用商品	
<input type="checkbox"/> Skip居住用50(年間)-MS	<input type="checkbox"/> Skip事業用70(賃料等20万以上)
<input type="checkbox"/> Gift居住用100(年間)-MS	<input type="checkbox"/> Skip居住用50(年間)-MS,限定
<input type="checkbox"/> 引換Skip居住用定期13000(年間)-MS(黄金代り型)	<input type="checkbox"/> Gift居住用100(年間)-MS,限定
<input type="checkbox"/> 引換Skip居住用定期15000(年間)-MS(清納帳書型)	<input type="checkbox"/> Skip事業用80(賃料等20万円未満),限定
<input type="checkbox"/> Skip事業用80(賃料等20万円未満)	<input type="checkbox"/> Skip事業用70(賃料等20万以上),限定

保証委託契約内容事前説明書

この度は、エルズサポート株式会社(以下「当社」という)の保証サービスをご利用いただき、誠に有難うございます。以下は、保証委託契約内容に関する大切なご案内です。各項目をお読みいただいたうえで、ご署名をお願いします。
※太枠部分は代理店様ご記入欄

1 保証委託料		2 その他費用(必要に応じて記入下さい)	
初回保証委託料	月額賃料等(賃料、共益費、管理費その他月額固定費用)の % = 円		
年間保証委託料	ヶ月 毎に 円		
分割保証委託料			

3 家賃債務保証委託先について
社名: エルズサポート株式会社 【家賃債務保証業者登録 国土交通大臣(1)第18号 (登録年月日:2017年12月21日)】 住所: 〒163-0011 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 新宿オークタワー11階 電話: 0120-663-220(お客様相談窓口)

4 保証委託契約の保証内容(範囲)と保証金額について
本保証委託契約は賃料滞納時の保険ではありません。滞納時に賃料支払義務は当然に発生します。保証会社は、お客様となる賃料等(申込書記載の月額請求合計)及び変動費、または賃借借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他の法的手続き費用などについて、お客様が万一お支払い出来ない場合に、保証会社が保証し、お客様に代わり賃料人様に支払います。但し、滞納状況に応じて保証会社からの支払を停止する場合があります。また、保証対象債務の上乗金額は物件用途(住宅・事業用)の場合は月額賃料の2ヶ月分、駐車場の場合は月額賃料の12ヶ月分に相当する金額となります。なお、上記の債務については保証会社が一括的に支払をいたしますが、最終的にはお客様の債務としてお支払い頂くこととなります。

5 保証委託契約の保証期間について
保証委託契約は、お客様より、ご署名ご捺印済みの保証委託契約書、及び、初回保証委託料 を保証会社が受領した日より開始となり、賃借物件の明渡しを以て終了となります。

6 保証委託契約の料金について
お客様には、契約時の保証委託料として、上記(または保証委託契約書)記載の初回保証委託料をお支払頂きます。以後、(年間)保証委託料として、上記(又は保証委託契約書)記載の年間保証委託料を1年経過月の前月末日までに(分割保証委託料の場合は毎月の賃料とあわせて)頂戴します。なお、契約締結後は契約期間中に解約等が発生した場合においても、お支払いされた保証委託料の返還はありません。

7 求償債務の範囲と求償権の行使について
お客様が賃料の滞納等が発生させたことにより、賃借借契約の金銭支払債務を保証会社が保証した場合、保証発生後、保証会社が賃料人様(物件オーナー様、不動産会社様)に代わり、お客様に対してご請求を行うこととなります。(これを求償権の行使といたします)。また、求償権を行使するに当たり、訴訟および法的な手続きが発生した場合の費用も、お客様に請求させていただきます。なお、お支払いについて、保証会社の定めた期日にお支払い頂けない場合、遅延損害金として、年14.6%の金額を加算してお支払い頂くこととなりますので、くれぐれもご注意ください。

8 事前求償の内容について
お客様が賃料の支払期日を超えた場合、保証会社はお客様、及び連帯保証人に対し事前求償権を行使する場合があります。

9 督促及び建物への立ち入りについて
お客様が賃料の滞納等が発生させた場合、保証会社の指定する方法に従い賃料等に加えて再請求手数料800円(消費税別)ならびに本頭書記載の手数料が発生します。また、以下の措置を取らせていただくことがありますので予めご認識ください。 ①求償権(事前の求償権を含む)に基づき保証会社が電話、郵送、訪問等の手段により請求業務を行います。 ②お客様の勤務先又は従業場所(お問い合わせ先)を連絡し、あるいは所在や連絡方法が把握できない場合、賃料人等の了解を得たうえで、保証会社の担当が物件の使用状況を確認するために物件の敷地(集合住宅等の場合は共用部分)へ立ち入ることを承諾して頂きます。 ③法令上認められている場合、賃料人について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合は、賃料人等の了承を得たうえで、保証会社の担当が本物件に立ち入ることを承諾して頂きます。 ④お客様は、賃料人様がお客様から得た情報を保証会社に提供すること、及び保証会社がお客様から得た情報を賃料人様に提供することについて予め承諾頂きます。

10 残置物の移管等について
賃借借契約終了後本物件に残置物(車面を含む)がある場合において、お客様は、当該残置物の所有権を放棄し、賃料人等、保証会社その他の第三者が、不動産会社様に代わり、お客様に対して引渡を申し立てないものとします。物件から搬出された残置物を保証会社が保管する場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、保証会社は賃料人に事前に通知すること、(保管する残置物の保管)をすることがあります。これら賃料人等と関係する一切の費用はお客様の負担となります。また、お客様は、当該残置物の移管等が行われたことを理由として、保証会社に対して支払うべき賃料の支払義務を拒むことはできません。

11 口座残高が支払準備金(賃料等)に満たない場合について
万一お客様が指定口座の残高不足により、口座振替ができなかったときは、直ちに保証会社が指定する口座へ賃料等を全額振込み頂きます。

12 特約について
特約(備考)欄に記載事項がある場合は、前項目に優先されますので、必ずご確認くださいませようお願いします。

お申込者様ご確認欄

【個人情報の取扱いに関する条項】の同意書

保証委託契約(以下「本契約」という。)の申込者(契約者も含む、以下「申込者」という)は、エルズサポート株式会社(以下「保証会社」という)が、本条項に従い、個人情報を取扱うことに同意いたします。

- 第1条(個人情報)**
個人情報は、以下の個人に関する情報等であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものと見なされます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。
- 第2条(関係する個人情報)**
保証会社は、保証委託先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取扱いします。
- 第3条(個人情報の利用目的)**
保証会社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。
- ①保証委託契約及び賃借借契約の締結可否の判断のため。
 - ②保証委託契約及び賃借借契約の締結及び履行のため。
 - ③保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使のため。
 - ④サービスの紹介のため。
 - ⑤サービスの品質向上のため。
 - ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
 - ⑦賃料人及び管理会社からの委託に基づく収納代行業務を行うため。
 - ⑧賃借借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
 - ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条(個人情報の第三者への提供)
①保証会社は、以下に該当する場合は開くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
a)法令に基づく場合
b)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
c)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
d)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

②申込者等は、保証会社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
1 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃料人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他かかるべき第三者に対して提供すること。
2 その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすことと保証会社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。
③保証会社が個人情報を第三者へ提供する手段又は方法は、システムへの入力、ファイルサーバによる受け渡し、メール、郵送等です。

第5条(第三者の範囲)
以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
①保証会社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(委託先における個人情報の取扱いについては保証会社が責任を負います)。
②法令その他の事由に基づく事業の遂行に必要と認められる個人情報の提供される場合。

第6条(家賃債務保証情報取扱機関への登録、利用等)
①申込者等は、保証会社が申込者等との本契約締結可否の判断及び本契約の履行・求償権の行使のために、保証会社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関(以下加盟家賃債務保証情報取扱機関という)に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、保証会社が当該情報を利用することに同意します。
■加盟家賃債務保証情報取扱機関
名 称: 一般社団法人 全国賃貸保証協会(略称LICG)
住 所: 〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号 ル・グラシエLDLDG2 四階A
電話番号: 0570-098-110
U R L: http://jppg.or.jp

②申込者等は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者等との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用されると同意します。

1	氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの情報が登録されている期間
2	賃借物件の名称、住所等賃借物件を特定するための情報	
3	本契約の申込をした事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
4	当社の賃料人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間

第7条(問い合わせ窓口)
個人情報に関する苦情、開示等の請求又はその他のご質問ご相談若しくはお問い合わせにつきましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。
エルズサポート株式会社 お客様相談窓口
電話番号: 0120-663-220
受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日除く)9:00～18:00

第8条(備考)
申込者が法人の場合、第6条は適用外とします。

私は、保証委託契約内容事前説明書を確認し、個人情報の取扱いに関する条項に同意のうえ、保証委託契約の申込を行います。

ご記入日(西暦)	20 年 月 日	お申込者様 ご署名欄 (ご本人直筆でご署名下さい)
----------	----------	------------------------------

備考欄
